

2015年4月30日

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長 後藤滋樹 殿

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会
委員長 早川吉尚



JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される
JPRS の責任事項に関する実績評価報告

本委員会としては、第 108 回理事会（2015 年 3 月 20 日）第 3 号議案にて決議された以下の依頼事項につき、下記のとおり報告いたします。

■ 依頼事項

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程に基づき、株式会社日本レジストリサービス（以下、JPRS）が行う JP ドメイン名登録管理業務に関して、同移管契約第 13 条（JPRS の責任）に定められる責任事項の、2014 年 1 月 1 日から同 12 月 31 日までの履行状況の評価を依頼し、2015 年 4 月 30 日までに評価結果の報告を求めます。

記

【報告事項】

本委員会は、JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される JPRS の責任事項（以下「本責任事項」という。）について、「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される JPRS の責任事項に関する実績評価基準」（以下「本実績評価基準」という。）並びに「JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書」及び同別紙に従い、以下の資料等を対象資料として検討したが、本実績評価基準に違反する事由は見当たらず、JPRS において 2014 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの本責任事項は適切に履行されていたものと評価できる。

- JPRS から、2014 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの本責任事項の履行状況の報告として提出された「JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書第 2 条に基づく報告書」
- 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という。）から、本実績評価基準において、JPNIC の表明が必要な項目及び JPNIC が当事者として関与する項目に係る表明事項として提出された「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される JPRS の責任事項に関する実績評価基準に対する JPNIC による実績表明」

以上